

公共施設相互利用アンケート調査業務委託 仕様書

1 委託名

公共施設相互利用アンケート調査業務委託

2 背景及び目的

千葉市は、県都、県内交通の要衝であることを背景として都市機能の集積が図られ、県内、殊に本市以東以南に広がる圏域（以降「圏域」という。）の中心都市及び拠点都市であり、圏域内他都市からの人口流入を中心に現在も人口増が続くとともに、圏域内から千葉市への通勤・通学者の割合も非常に高く、これにより高い昼夜間人口比率を保持している状況にある。

その一方で、圏域内他都市では既に人口減少が始まっており、千葉市においても近い将来人口減少局面に移行することが想定され、このままでは、千葉市及び圏域全体の活力が相互に影響しあいながら低下を続ける、「負のスパイラル」に陥るおそれがある。

こうした状況を踏まえ、また、今後さらに進展が予想される人口減少・少子高齢社会に対応するため、今年度から開始した「千葉市基本計画」においては、分野横断的かつ重点的に取り組むべき戦略的視点のひとつとして「都市機能の集積を活かした 地域経済・社会の活性化」を位置づけ、その中で、圏域において、それぞれの自治体が持つ強みを活かし、地域の枠を超えて連携・協力することで、東京圏にあって自立した性格を持つ、ちば共創都市圏ならではの地域特性を活かした広域連携を進めていくことを掲げている。本市では、これまでに隣接の市原市及び四街道市と「子育て」分野や「経済・観光」分野での連携を開始しているところであり、また、平成30年度には、総務省が実施する「新たな広域連携促進事業」の委託を受け、市原市、茂原市、大網白里市、東金市と連携し、「人を育てる」「人を呼び込む」「人ととどめる」をテーマに、圏域内における産業人材育成、企業立地促進等について、調査及び今後の展開施策の検討等を行った。その中で、今後、公共施設の老朽化、人口減少や少子高齢化の進展から、公共施設等の維持・更新費用を確保し続けていくことは困難な状況となることを踏まえ、公共施設の相互利用に係る検討を進めることとなり、令和4年度に調査を実施し、現状把握、公共施設の相互利用の可能性検証並びに公共施設の相互利用検討へ向けて必要なデータ及び検討プロセスの整理を行ったところ、文化施設・スポーツ施設が相互利用に適しており、また、相互利用は公共施設総量の抑制への対応に効果的であり、市民サービスの向上に貢献すると考えられる、との考察を得た。

そこで、圏域住民に対するアンケートにより、公共施設の相互利用に対する圏域住民の実態や意識、ニーズ等を調査し、公共施設の相互利用が、圏域において、公共施設総量の抑制への対応及び市民サービスの向上に効果的な手法であるか検証するとともに、実際の相互利用に向けた取組みが期待される土壌がある施設・エリアなどを把握することで、今後の方向性を検討する際の一助としたい。

については、事業の実施にあたって、効率的に調査業務を進め、より実効性の高い調査研究結果を得るため、分析・調査等の業務について、豊富な実績とノウハウを持つ民間企業に委託するものである。

3 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下、「発注者」という。）が発注する「公共施設相互利用アンケート調査業務委託」を受託したもの（以下、「受注者」という。）が遵守すべく主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

4 業務の理念

受注者は、業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分理解し、適切な人員を配置して、最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確かつ丁寧に行わなければならない。

5 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで
（ただし、報告書の提出は令和6年2月29日（木）まで）

6 委託料

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。（完了後一括払い）

7 業務の内容

前述の目的を達成するため、以下のとおりアンケート作成のうえ調査を実施し、その結果を集計・分析し、報告書を作成すること。

- (1) 調査地域 千葉市及び周辺都市（茂原市、東金市、市原市、四街道市、大網白里市）
- (2) 調査対象 千葉市及び周辺都市在住者
- (3) 調査数 調査方法とあわせて提案すること。
- (4) 調査方法 以下2つの視点・手法で行い、クロス集計などによって集計・分析する。
アンケートの配布・回収方法については、郵送、施設への設置や紙回答、Web回答など、効果的な手法を組み合わせ、調査数とあわせて提案すること。なお、アの調査で利用を想定するインターネットモニターの集団の偏りの程度に対する評価についても、提案で言及すること。
ア インターネットモニター等を利用し、広く調査対象における相互利用も含む公共施設の利用状況や潜在ニーズ等を調査する。
なお、千葉市においては住民記録情報の無作為抽出が可能である。
イ 市民利用施設（公民館、コミュニティセンター、文化ホール、スポーツ施設等）にアンケートを設置し、現在公共施設を利用している調査対象における実態や意識、ニーズ等を調査する。
なお、イのアンケートの印刷、設置、紙回答の場合の回収は発注者が行うことが可能である。
- (5) 調査期間 調査期間の詳細は、本市と協議のうえ決定すること。
- (6) 調査内容 前述の目的を達成するための設問を検討し、本市と協議のうえ設定すること。
提案においては、設問設定に対する考え方や方針、設問の構成案、効果的と考えられる設問例を、その理由とともにいくつか挙げること
- (7) その他
 - ・回答へのインセンティブとして、ちばシティポイントの付与が可能である。
※カード番号もしくはユーザーIDをアンケート回答時に記入させ、エクセル形式で発注者に提出する（ポイント付与作業は発注者が実施）。
※ちばシティポイントには現在38,000人以上が参加している。その他ちばシティポイントに関する詳細は <https://chibacitypoint.jp/> を参照すること。
 - ・必要に応じて、周辺都市とのワーキンググループ（1～2回の開催、1回あたり1～2時間程度を予定）及び広域連携協議会（2月～3月に1回開催、2～3時間程度を予定）へ参加すること。

8 業務を進めるうえでの留意事項

プロポーザルは、受注者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、発注者と協議を重ねながら遂行することとし、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

9 成果品

報告書 紙媒体（A4縦、両面印刷、カラー）3部及び電子記録媒体（CD-R）3部

10 納入場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟6階
千葉市総合政策局総合政策部政策調整課

11 法令等の順守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

12 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て発注者に帰属する。

イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ 上記にかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りでない。

13 その他

(1) この調査を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(2) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。